

開所時間減算の対象となる開所時間の考え方について

1 今回の障害福祉サービス等報酬改定で、次のとおり開所時間減算の見直しが行われました。

【改定後】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算



【改定前】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算

2 開所時間減算の基準となる営業時間の考え方は、次のとおりです。

事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎時間は含みません。（下図の「サービス提供時間」）

〈平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日） 問103 より抜粋〉

送迎時間	サービス提供時間	送迎時間
------	----------	------

3 放課後等デイサービスの開所時間減算の取り扱いについては、前回改定のQ&Aで次のとおり示されています。

放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合は減算の対象としませんが、「休業日」に行う場合は減算の対象となります。

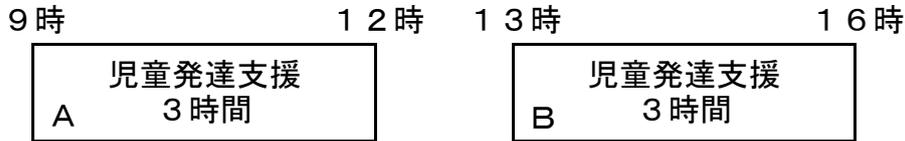
〈平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日） 問107 参照〉

4 ただし、Q&Aによると開所時間の取り扱いが、「改定前」と「改定後」で変更とされていますので、ご注意ください。

営業時間が午前と午後にクラス分けしている場合、「改定前」は個々に判断していましたが、「改定後」は同一事業であれば合算して判断することになりました。

事例1、事例2参照

事例 1 児童発達支援の営業時間を午前(9時～12時)、午後(13時～16時)とクラス分けしている場合

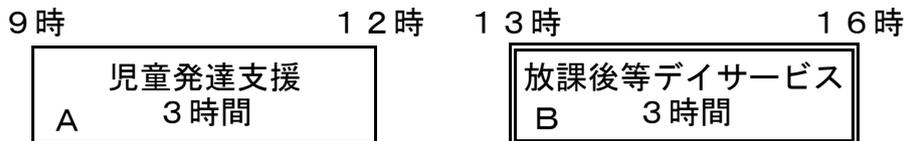


【改定後】 営業時間は6時間(A+B)となりますので、減算の対象となりません。
〈平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日) 問71 参照〉



【改定前】 画一的に4時間未満(A又はB)の利用しか認めていない場合は、営業時間が4時間未満ですから、減算(20%)の対象となります。
〈平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日) 問105 参照〉

事例 2 平日に児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所において、児童発達支援の営業時間を午前(9時～12時)、放課後等デイサービスの営業時間を午後(13時～16時)としている場合



【改定後】 多機能型の特例による場合は、営業時間も合算(A+B)して判断するため、減算の対象となりません。



多機能型の特例によらない場合は、児童発達支援は営業時間が4時間未満(Aのみ)のため減算(30%)の対象となりますが、放課後等デイサービスについては、減算の対象とならない。

〈平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日) 問71 参照〉

【改定前】 児童発達支援は営業時間が4時間未満のため減算(20%)の対象となる。

放課後等デイサービスについては、減算の対象外となる。

〈平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日) 問105 参照〉